

国内募集型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

(旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、株式会社ナクア ホテル＆リゾートマネジメント（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

1.旅行のお申込み方法と契約の成立時期

電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段またはホテル来場時に承ります。

旅行契約は当社が予約の承諾をした時点で成立するものとします。

2.旅行のお申込み条件について

①20歳未満の方がご参加の場合は保護者の同意書が必要です。

②身体に障害をお持ちの方で特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。

当社は可能な範囲でこれに応じます。なお旅行者からのお申し出に基づき、

当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

3.旅行代金のお支払について

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前、

又は当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

4.旅行代金について

「旅行代金」は、ご予約確認書に記載の金額となります。

「旅行代金」は、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

5.旅行契約内容・旅行代金の変更について

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。

②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。

6.お客様からの旅行契約の解除について

①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も、下記取消料をお支払いいただきます。

③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。

④次の場合は取消料をいただきません。

- (a) 契約内容に「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
- (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
- (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (d) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行実施が不可能になったとき。

10日～4日前	3日～2日前	前日	当日(開始前)	旅行開始後又は未連絡
20%	30%	40%	50%	100%

※ネイチャーツアーの日帰りバスツアーは、前日まで無料とさせていただきます。

7.当社からの旅行契約の解除について

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。

①申込み条件の不適合。

②病気、団体行動への支障をきたすとき。

③その他当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

8.最少催行人員

各出発日とも2名。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知いたします。

9.添乗員等

添乗員は、同行いたしません。

10.当社の責任及び免責事項

- ①当社は、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代って行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円)
- ②お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

11.特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

12.旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。

但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。

変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。

又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。

当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
(4) 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8) 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

13.お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により損害を被ったときはお客様から損害の賠償しなければなりません。

お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・業務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14.旅行条件基準日

この旅行条件書は2024年7月1日現在を基準としております。

15.その他

安心してご旅行いただくため、お客様自身で国内旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

旅行中、お客様の怪我や疾病の発生に伴う諸費用、お客様の故意又は過失により生じた損害等はお客様にご負担いただきます。

16.個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際にいただいた個人情報について旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービス受領のための手続きに必要な範囲以内で利用させていただきます。

※このほか、当社は商品やツアーのご案内、統計資料の作成に利用させていただく場合があります。

当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて利用させていただきます。

◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

ご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があればご遠慮なく下記管理者にご質問下さい。旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

<旅行企画・実施>	<取扱営業所>
登録番号 東京都知事登録旅行業第2-6847号	登録番号 東京都知事登録旅行業第2-6847号
株式会社ナクア ホテル＆リゾートマネジメント	株式会社ナクア ホテル＆リゾートマネジメント
東京都港区六本木6-2-31	ナクアトラベル 草津営業所
六本木ヒルズノースタワー14階	群馬県吾妻郡草津町草津15-8
T E L : 03-6844-5736 FAX 03-6866-4352	TEL 0279-82-5656 FAX 0279-88-2109
国内旅行業務取扱管理者 大村 昌彦	総合旅行業務取扱管理者 小澤 征充